

苫小牧工業高等専門学校国際交流センター規程

規則第124号

制 定 令和8年2月19日

(目的)

第1条 この規程は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第12条の規定に基づき、本校に国際交流センター（以下「センター」という。）を置き、国際化の推進および国際交流活動の強化を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 センターの管理運営に関すること。
- 二 国際交流に関する基本方針および実施計画の策定に関すること。
- 三 学生・教職員の海外派遣および外国人留学生の受け入れに関すること。
- 四 学術交流協定の締結および連携に関すること。
- 五 国際交流に関連するイベントの開催および学生の主体的な活動の支援に関すること。
- 六 渡航等におけるリスク管理・安全対策に関すること。
- 七 国際交流に関する資料の収集、提供および情報発信に関すること。
- 八 その他、センターの目的を達成するために必要な事項。

(委員会)

第3条 センターに関する事項を審議するため、国際交流センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

(学生委員)

第4条 センターに、学生有志からなる学生委員を置くことができる。

- 2 学生委員は、学生主体の国際交流イベントの立案および運営を担う。

(事務)

第5条 センターに関する事務処理については、事務組織及び事務分掌規程の定めるところによる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、苫小牧工業高等専門学校国際委員会規程（令和3年4月1日施行）は、廃止する。